

兵庫県施設照明LED化事業公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県施設照明のLED化事業を行う事業予定者を決定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して、「企画提案コンペ及びプロポーザル等の実施要件の制定並びに随意契約審査会の審査を要しない随意契約について（平成13年3月30日管理第510号）」（以下「プロポーザル実施要件」という。）に基づき必要な事項を定めるものとする。

(募集要項)

第2条 プロポーザルの募集要項は、別に定める。

2 募集要項には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) プロポーザルの趣旨・目的
- (2) プロポーザルの概要
- (3) 参加資格に関する事
- (4) 参加手続に関する事
- (5) 応募図書に関する事
- (6) 応募に要する費用に関する事
- (7) 受託候補者の選考方法及び発表に関する事
- (8) その他プロポーザルの実施に必要なと認める事項

(評価委員会の設置)

第3条 提出された応募図書の内容を審査し、プロポーザルの受託候補者を選考するために「プロポーザル実施要件」に定める合議制審査機関として、評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の設置、運営等に関する事項は別に定める。

(受託候補者の決定)

第4条 委員会における評価結果に基づき、最も優秀な企画提案を行った者を、受託候補者に決定し、兵庫県施設照明のLED化事業に係る事業予定者とする。

(事務の所掌)

第5条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県環境部環境政策課が所掌するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県環境部環境政策課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年5月27日から施行する。

(要領の失効)

この要領は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。